

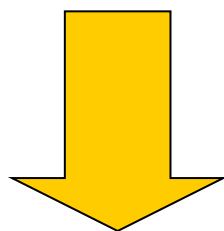


産業廃棄物の委託基準 とマニフェスト制度

愛知県環境部資源循環推進課
廃棄物監視指導室

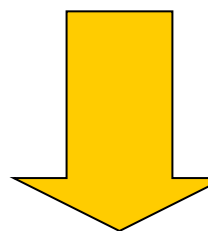
委託契約とマニフェストの関係

■委託契約



書面化することで、
排出事業者の**処理
責任の徹底**を図る。

■マニフェスト



発出日	18.3.3	マニフェスト番号	2000000002	高橋	高橋
発出先	△凹精機(株)		工場		
住所	〒227-4444 神奈川県横浜市X1-2-3		〒224-5555 神奈川県横浜市O4-5-6		
品名	500L ドラム缶(3本)		機械洗浄油		
性状	トリクロエチレン 焼却		揮発性、マスク・手袋着用		
処理業者	(株)△△サービス		(有)○○クリーン処理		
住所	〒221-2345 神奈川県横浜市O区O7-8-9		〒348-0000 静岡県O市O4-5-6		
処理内容	(有)○○クリーン処理				
処理業者	(株)△△サービス 伊藤△△				

委託契約書どおり
の**適正処理を確認**
する。

産業廃棄物処理の委託

■ 処理の委託先

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者（運搬の委託）
- ・ 産業廃棄物処分業者（処分の委託）

■ 産業廃棄物処理委託基準



委託基準に違反して委託

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金などの罰則が適用

産業廃棄物処理委託基準(1)

(主なもの)

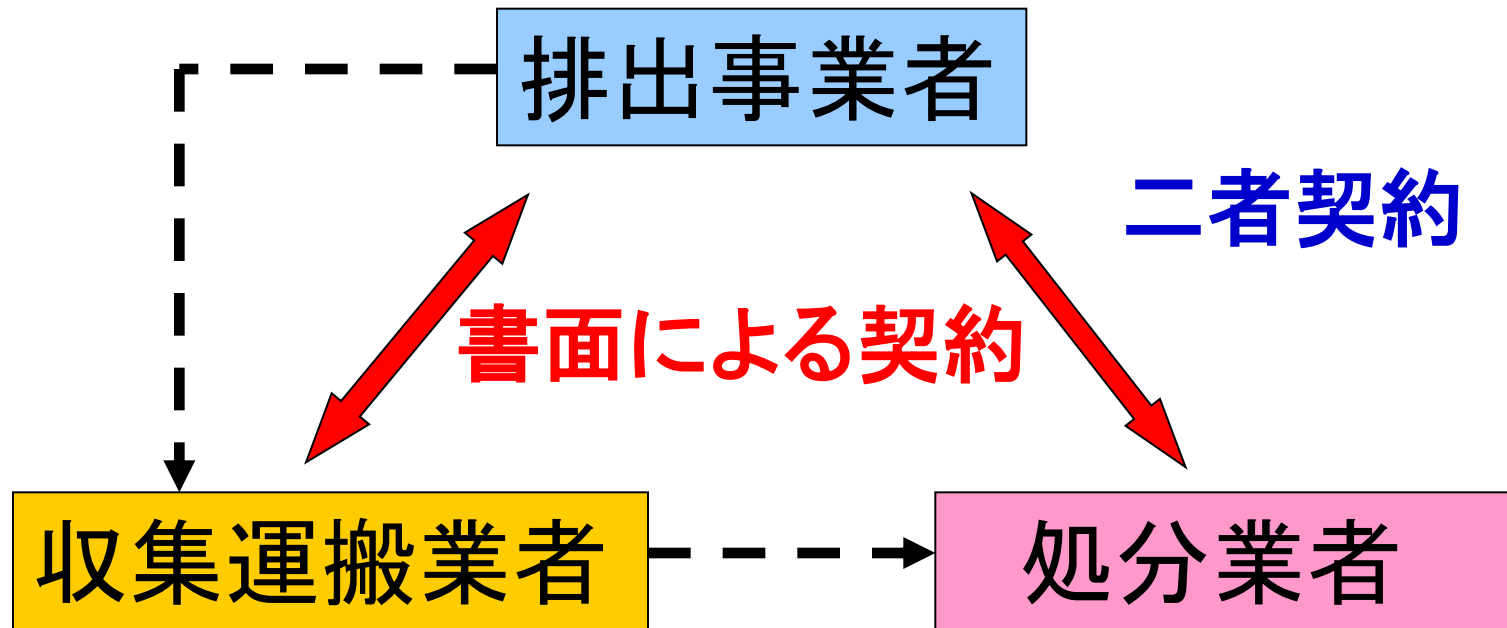
- 処理を委託する相手は処理業の許可を有する者であること。(令第6条の2第1号、第2号)
- 委託する業者は、委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれていること。(令第6条の2第1号、第2号)
- 委託契約は書面で行うこと。(令第6条の2第4号)
- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する者に対してあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱い上の注意事項を書面で通知すること。(令第6条の6第1号、規則第8条の16第1号、第2号)

産業廃棄物処理委託基準(2)

(主なもの)

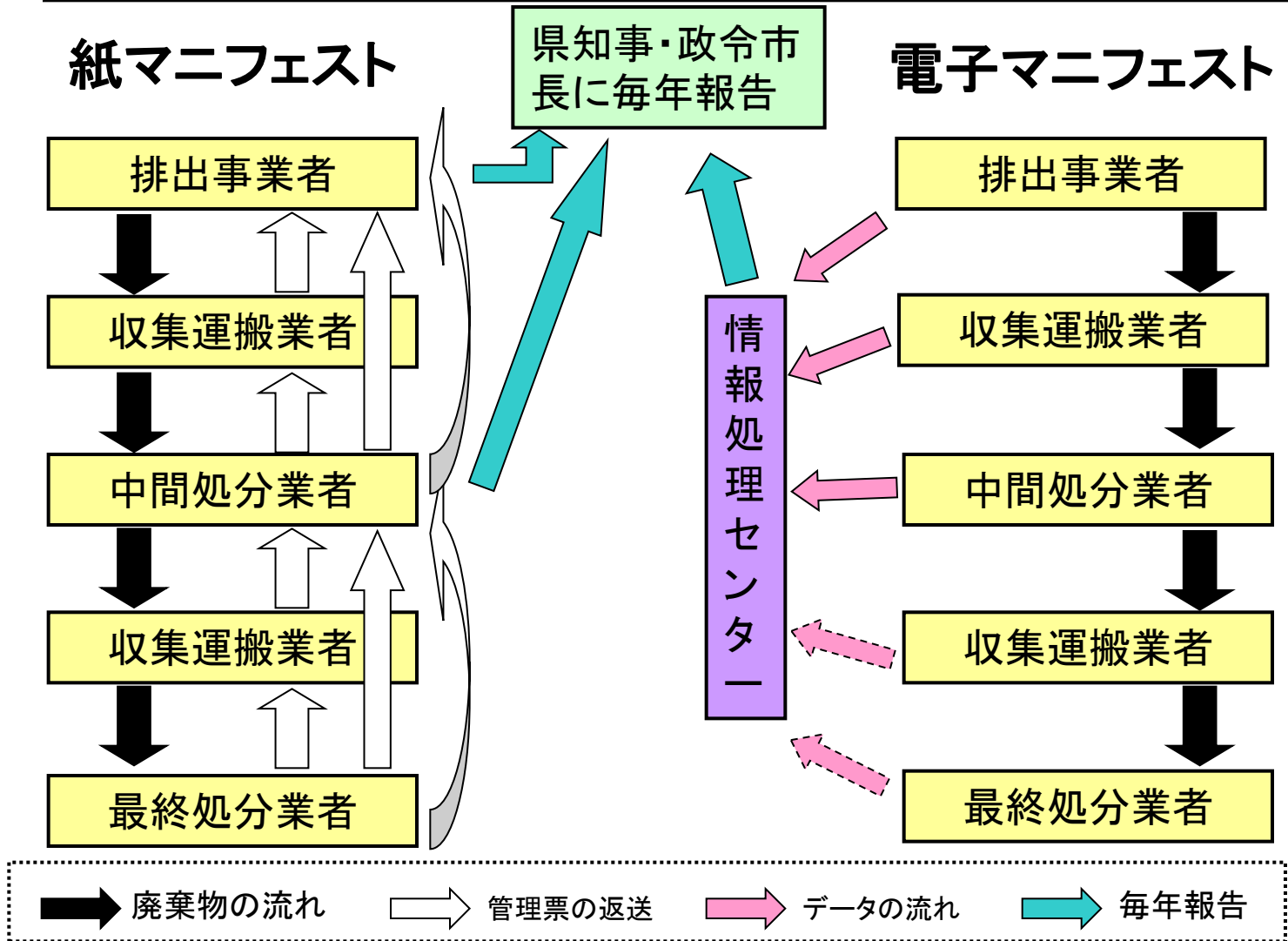
- 契約書及び契約書に添付された書類を契約終了日から5年間保存すること。(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)
- 収集運搬の委託は収集運搬業の許可を持つものと、中間処理(再生を含む)または最終処分の委託は処分業の許可を持つものと、それぞれ2者間で契約すること。(法第12条第5項)

委託契約



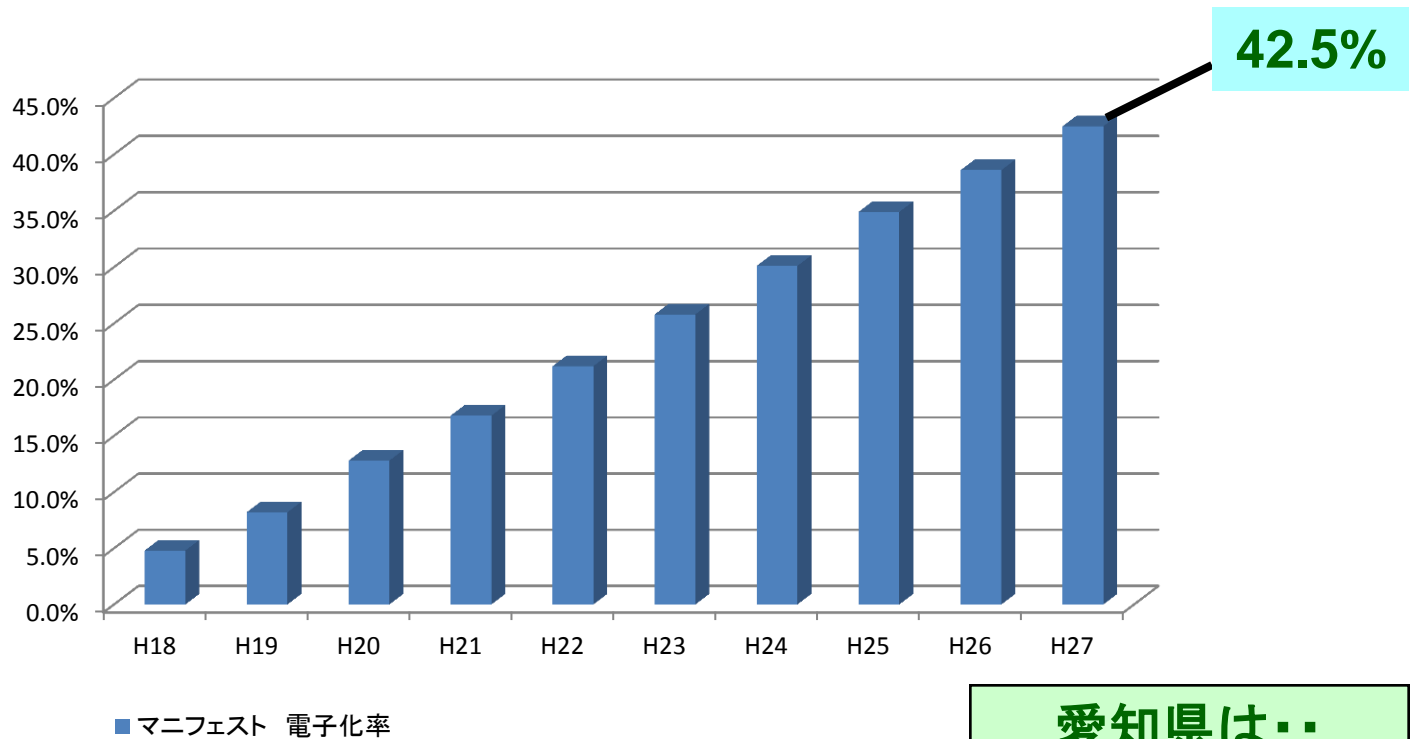
-----> 廃棄物の流れ

マニフェスト制度



電子manifestの普及状況(全国)

manifest 電子化率



注)(公財)日本産業廃棄物処理振興センターによる



ご清聴ありがとうございました。

(問い合わせ先)

愛知県環境部

資源循環推進課 廃棄物監視指導室

TEL : 052-954-6236、6237

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp